

盛岡市水道工事
標準仕様書

令和8年~~4~~1月1日以降適用

盛岡市上下水道局

備えるものとする。

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-4 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、下表1-1「監督職員の権限の内容」のとおりとする。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

表 1-1 監督職員の権限の内容

内 容	上下水道 事業管理者	主任 監督員	監督員	補助 監督員
関連工事の調整（契約約款第2条関係）	権限委任	○		
監督員（契約約款第9条関係）		○	○	○
工事関係者に関する措置請求 （契約約款第12条2項関係）		○	○	
（契約約款第12条4項関係）		○	○	○
工事材料の品質及び検査等 （契約約款第13条関係）		○	○	○
監督員の立会い及び工事記録の整備等 （契約約款第14条関係）		○	○	○
支給材料及び貸与品 （契約約款第15条第2項・第11項関係）		○	○	○
設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊 検査等（契約約款第17条関係）		○	○	○
条件変更等（契約約款第18条関係）		○	○	○
臨機の措置（契約約款第26条関係）		○	○	○
不可抗力による損害 （契約約款第29条第2項関係）	権限委任	○		
契約不適合責任瑕疵担保 （契約約款第41条第 5 項関係）		○	○	○
火災保険等（契約約款第 5348 条関係）	権限委任	○	○	
あっせん又は調停 （契約約款第 5449 条第 2 項関係）		○	○	○

が修正することをいう。

2. 受注者は、工事の完成の際には出来形測量を行い、その計測結果に基づいて完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-12 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員及び検査職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、**コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等**~~主砂、碎石又は加熱アスファルト混合物~~を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果（再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」の内容を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
10. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。
11. 受注者は、建設廃棄物の処理後速やかに、建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）に処理状況写真を添えて監督職員に提出しなければならない。
12. 受注者は、工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
13. 受注者は、石綿セメント管を撤去する場合には、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を遵守しなければならない。

1-13 工事实績情報の作成、登録申請

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、完成時は完成検査後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。技術者の従事期間は、工期（実工期）をもって登録するものとし、余裕期間を含まないことに留意すること。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。なお、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

また、変更時と工事完成時の間が10日間（土・日曜日及び祝日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

1-24 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1-25 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により主任監督員に報告するものとする。
2. 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - (2) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合
 - (3) 地震及び豪雪に起因する場合
地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第3章3-8及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-26 特許権等

1. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和 ~~6~~平成30年 ~~6~~7月改正 法律第5572号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

2-6 施工計画書

1. 受注者は、契約締結後20日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
3. 受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は修繕工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 実施工程表
 - (3) 現場組織図
 - (4) 安全管理
 - (5) 主要機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
 - (15) 施工図
 - (16) その他
4. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、施工計画書（変更）を提出しなければならない。
5. 監督職員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
6. 施工計画書を作成する際は、別紙要領①「施工計画書作成要領」によるものとする。

2-7 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出

4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負うものとし、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭については事前に設置換えや移設を行い、工事完成時までには復元しなければならない。
6. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3-3 工事中の安全確保

1. 受注者は、**最新の**土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、~~令和4年2月~~)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達知、平成17年3月31日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して、災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の設定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事箇所及びその周辺において積雪があった場合、通行の支障とならないよう除雪を行うとともに標識、工事標示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものとしておくこと。
10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員からの請求

号)」及び保安施設設置基準(岩手県県土整備部道路環境課通知、平成18年4月28日付け道環第32号)に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。
6. 発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
9. 同一路線で工事現場が近接する場合、それぞれの工事現場間隔が300m以上となるように作業帯を設けなければならない。
10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3-4年7-4月改正 政令第41498号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6-7年9-3月改正 政令第272335号)第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、道路交通法(令和5-7年6-3月改正 法律第5632号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定(1級または2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、受注者は交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあつては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定(1級または2級)の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

3-8 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければな

別図 3 - 1

【工事標示板（記載例）】

ご協力をお願いします



- 1 「水道管の〇〇を行っています」は、次の表のとおり簡単な表現とする。
- 2 色彩は、「ご協力をお願いします~~ご迷惑をおかけします~~」及び「水道工事」は、青地に白抜き文字とする。
- 3 「水道管の〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字とする。
- 4 その他の文字及び線は、黒色、地を白色とする。

主な工種	工事看板表示
新設工事	地震に強い水道管の布設を行っています。
取替（経年管更新）工事	地震に強い水道管に入れ替えを行っています。
取替・撤去工事	水道管の【取替・撤去】を行っています。
修繕・補修工事	水道管の修理を行っています。
支障移設工事	水道管の移設を行っています。
埋設物調査工事	埋設物の調査を行っています。
緊急工事	緊急で水道管の水漏れを直しています。
点検・補修工事	水道管の点検・修理を行っています。
舗装復旧工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています。

5 現場の状況により工事標識版の設置場所が限られる等の場合は、工事標示板の幅をハーフサイズ（1/2幅）とすることができるものとする。

この場合の記載内容は通常サイズの工事標示板と同様とし、割り付けは以下を標準とする。

6 ハーフサイズ（1/2幅）の工事標示板の使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。

【工事標示板（ハーフサイズ記載例）】

ご協力をお願いします



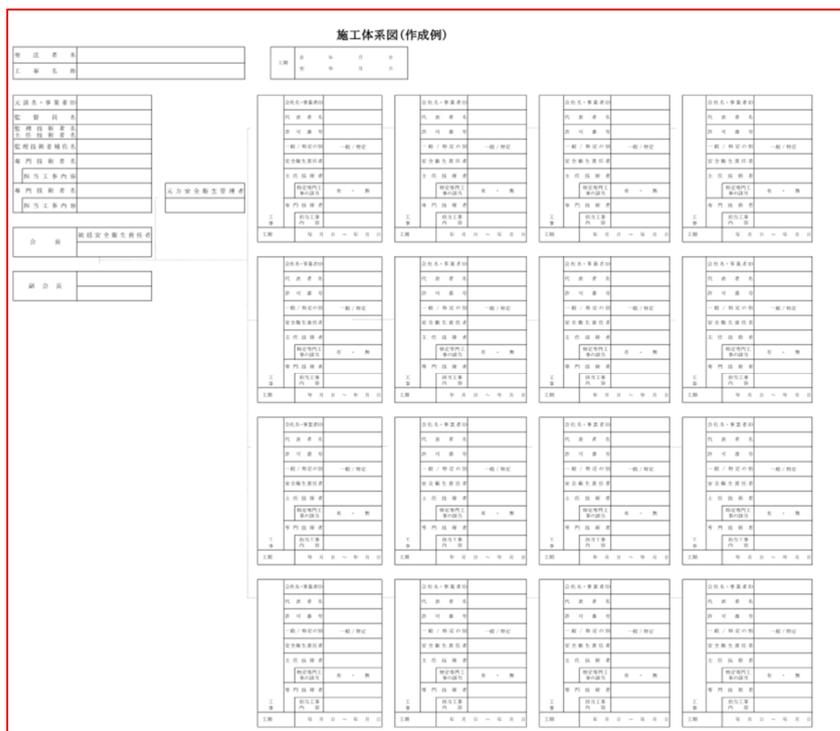
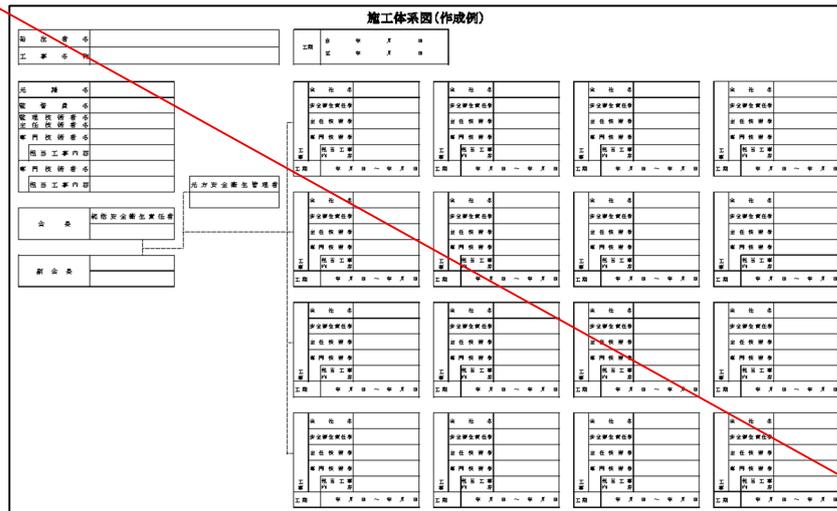
別表 4-1-(2)

【水道工事承認材料一覧表(2)】

製品名	規格等
押輪・特殊押輪類	
押輪 (FCD 製)	同軸押輪 川崎機工(株) KCA 形
特殊押輪(K 形)	川崎機工(株) KTA 形
	(株)カダイト工業 MR31
	コスモ工機(株) CMB
	(株)水研 SW-S (A)
	大成機工(株) TN-30 (W)
	同軸タイプ
	コスモ工機(株) CMA
	(株)水研 SW-H (A)
離脱防止型特殊押輪(K 形)	3DkN 以上
	大成機工(株) TN-30Z
特殊割押輪(S II 形)	大成機工(株) TN-35SW
特殊割押輪(NS・S II 形)	継輪用
	大成機工(株) TK-99
メカニカル形帽	継輪用
	コスモ工機(株) CMNS-2
	K 形
	大成機工(株) TN-30C
既設管継手部耐震補強金具(A・K 形)	NS・S II 形
	大成機工(株) TN-30C
	S II 形
	コスモ工機(株) MCKP-S2
既設管継手部補強金具(A・K 形)	NS 形
	コスモ工機(株) MCKP-NS
	3DkN(φ75~600)
既設管継手部補強金具(A・K 形)	3DkN(φ75~250)
	大成機工(株) TO-13H
	コスモ工機(株) CHK
既設管継手部補強金具(A・K 形)	3DkN(φ300~600)
	大成機工(株) TO-99
	コスモ工機(株) CMWD
既設管継手部補強金具(A・K 形)	1.5DkN 以上 (φ75~300)
既設管継手部補強金具(T 形)	1.5DkN 以上 (φ75~250)
NS 形用管栓	大成機工(株) TO-99
	コスモ工機(株) MCSP-NS
GX 形用管栓	大成機工(株) TN-06SN
	コスモ工機(株) MCSP-GX
	大成機工(株) GX-11SN
移動用防止金具(NS 形)	コスモ工機(株) MCSP-GXI
	大成機工(株) LKH
移動用防止金具(NS 形)	大成機工(株) NS-07G
	ポリエチレン管
ポリエチレン管	1 種(軟質管)2 層管
JIS K 6762	
ポリエチレン管継手	B 形
JWWA B 116	
鋼管	
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB・SGP-PD
JWWA K 132	
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB・SGP-VD
JWWA K 116	
波状ステンレス鋼管(B)	SUS316
JWWA G 119	

- (1) 掲示場所：事業場の見やすい場所
- (2) 標識寸法：（縦）25cm以上×（横）35cm以上（地色：白、文字：黒）
- (3) 掲示根拠：労働者災害補償保険法施行規則 第49条
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条
- (4) 留意事項：「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記入した氏名以外の場合は、労働基準監督署に届出した代理人（支店長等）の氏名を記載する。代理人の届出がない場合は空欄とする。

3. 施工体系図（下請契約のある工事）



- (1) 掲示場所：工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所
- (2) 標識寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）
- (3) 掲示根拠：建設業法 第24条の8 第4項
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する法律 第15条第1項

- (4)留意事項：「事業主代理人の氏名」欄は、「事業主の住所氏名」欄に記入した氏名以外の場合は、労働基準監督署に届出した代理人（支店長等）の氏名を記載する。代理人の届出がない場合は空欄とする。

4. 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）

(例)

下請負人となった皆様へ

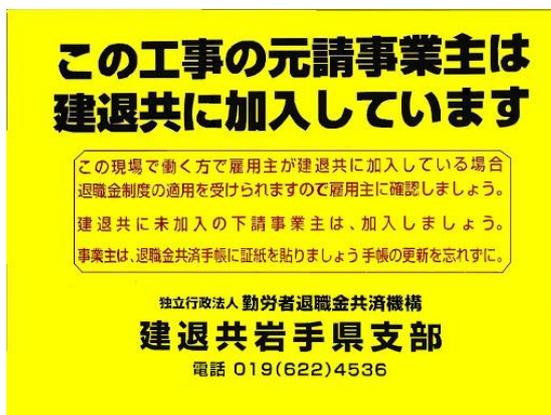
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、延滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設株式会社

- (1) 掲示場所：工事現場の見やすい場所
 (2) 標識寸法：規定なし
 (3) 掲示根拠：建設業法施行規則 第14条の3

5. 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識



- (1) 掲示場所：現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所
 (2) 標識寸法：大（A3判）・小（A4判）のシールのいずれか
 (3) 掲示根拠：建退共制度改善方策について（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）
 公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針
 第2措置5（5-3）ハ

<要領①>

施工計画書作成要領

1. 適用

この要領は、受注者がどのような工法、工程及び組織等で施工するかを明らかにするため、契約及び現場条件の検討を行い、盛岡市上下水道局に提出する施工計画書の標準項目を定めるものである。

2. 施工計画書の作成及び提出

受注者は、契約締結後20日以内に、工事請負契約書、及び設計図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。ただし、受注者は維持工事または簡易な工事等においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

3. 標準項目

(1) 工事概要

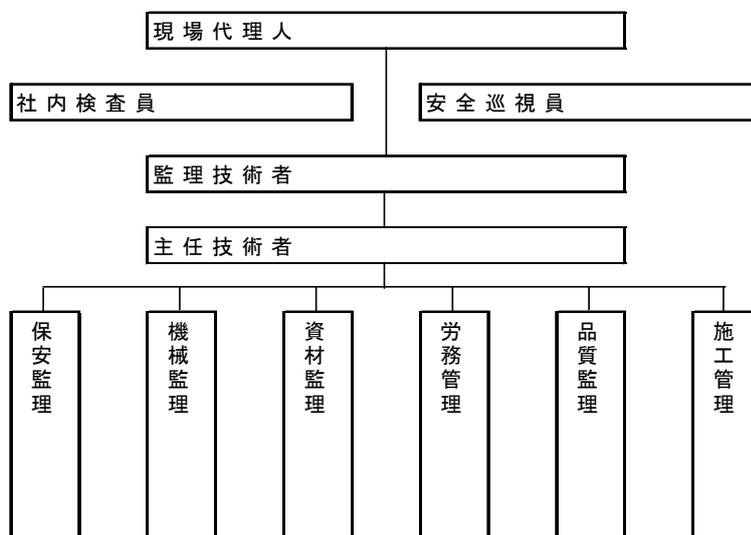
工事の名称	請負金額
工事の場所	発注者
契約年月日	受注者
工事の期間	工事内容（主要工種、延長）

(2) 実施工程表

完成図面作成期間についても、実施工程表に記載すること。

(3) 現場組織図

(例)



(4) 安全管理（安全管理計画）

- ① 機械取扱い責任者の指導（日常点検の徹底）
- ② 作業方法の安全確認と指導
- ③ 道路交通法の厳守
- ④ 工事標識、バリケード、その他保安施設の点検整備
- ⑤ 飛来落下事故防止
- ⑥ 衛生用具、緊急用具の点検整備
- ⑦ 第三者災害の防止
- ⑧ 現場内での安全に関する巡視点検
- ⑨ 公害対策

(5) 主要機械（機械名、形式性能、台数等）

(6) 主要資材（材料名、品質、規格、数量等）

(7) 施工方法

- ① 準備工（測量、調査、試験掘、材料手配、道路使用許可、工事協力広報）
- ② 土工（舗装切断工、掘削工、土留工、埋戻工、舗装仮復旧工等）
- ③ 管布設工（布設工、消火栓設置工、給水管切替工、水圧試験、管洗浄等）
- ④ 舗装本復旧工

(8) 施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等）

(9) 緊急時の体制及び対応（警察署、消防署、労働基準監督署、道路管理者、病院、東北電力、NTT、盛岡ガス等）

※緊急連絡体制図（例）は別図1を参照、現場代理人は常に連絡を取ることができる連絡先（携帯電話等）を記入すること。

(10) 交通管理

- ① 工事に伴う交通処理及び交通対策について記載すること。
- ② 迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記載すること。
- ③ 実際の現場状況を反映した具体的な保安施設配置計画（作業時、休憩時）を図示して説明し、道路部及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載すること。

(11) 環境対策

(12) 現場作業環境整備

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（共通仕様書「岩手県県土

整備部」様式)を添付すること。

(14) 法定休日・所定休日(週休二日の導入)

天候等に左右される可能性があり、変更が多いことが想定されるため、当該内容は別立てで提出しても良い。

(15) 施工図

(1416) その他(添付書類)

- ① 配水管配管図
- ② 給水管切替図
- ③ 土石の堆積場所

※本体工事から離れた土地に当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を一時的に堆積する場合に添付すること。

6. 工事完成図面の保存

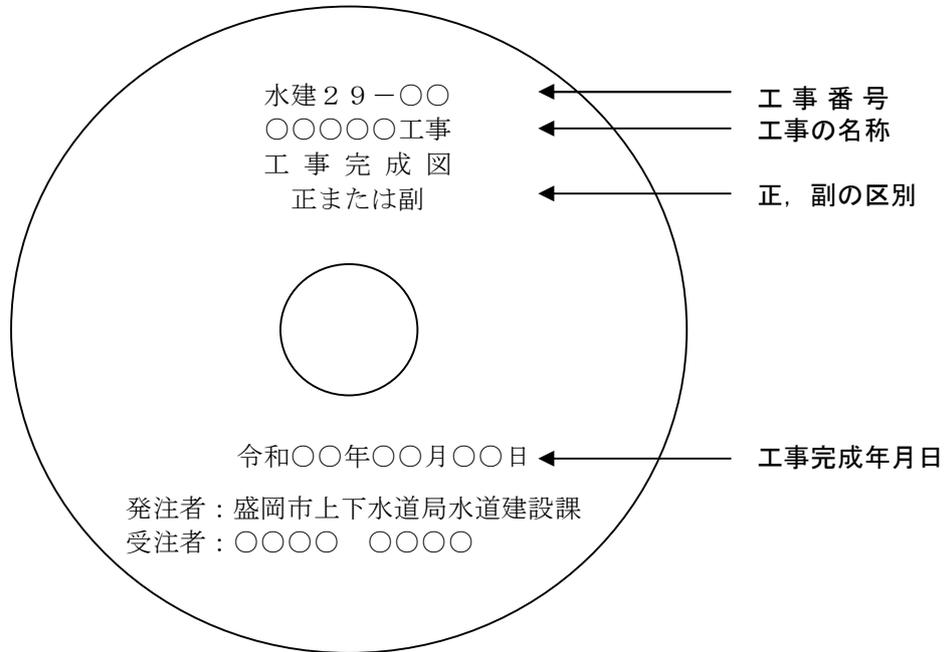
完成図面は、別に定める電子記憶媒体作成仕様（別表4-2）に基づき、別表4-3「工事完成図面情報入力表」と併せて電子記憶媒体に保存すること。~~また、別表4-3「工事完成図面情報入力表」を併せて作成すること。~~

別表4-2 電子記憶媒体作成仕様

内 容		詳 細
使用媒体に関する事	使用する媒体	・書き換え可能なCD-RW1枚に格納すること。なお、格納することが不可能な場合は、別途協議すること。
	CD-RWに明記する情報 (記入例参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事番号 ・工事の名称または、業務の名称 ・工事完成または、業務完了年月日 ・発注者名 ・受注者名 ・正、副の区別
	CD-RWに明記する方法	・プリンタブル仕様のもを使用し、直接印字するか、専用ラベルを専用の貼り付け用器具で確実に貼り付けること。
	電子記憶媒体を保管するプラスチックケースに明記する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・工事番号 ・工事の名称または、業務の名称 ・工事完成または、業務完了年月日 ・受注者名 ・正、副の区別
電子記録媒体に保存する内容	保存するもの	<p>・工事完成図面及び弁栓類台帳を次のフォルダ名称で保存すること。</p>  <p>※図面が1枚のみの場合はマルチTIFFフォルダの作成はしないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成図PDF (個人情報表示版及び個人情報非表示版) ・完成図CAD (SXF形式を標準とする。ただし、可能な場合はDWG形式もあわせて提出するものとする。) ・給水切替及び切離報告書 Excel形式 ・弁栓類台帳 Excel形式 ・完成図面情報入力票 Excel形式
	工事完成図の保存方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図は、TIFF (G4) 形式、読み込み密度400dpiとし、原図から直接読み込むこと。 ・図面は、横長方向で読み込むこと。 ・CADにより図面作成した場合であっても、作成した図面を出力し、上記の方法で読み込むこと。(この場合、出力図面はマイラー図面とする必要は無い。) ・完成図面1枚毎シングルTIFFおよびマルチTIFFを作成する。 ・ファイル名称は次の例により附すること。 【例】工事番号“水建30-14”(図面枚数2枚)の場合 シングルTIFFのファイル名 SK30-014-001.tif、SK30-014-002.tif とする。 マルチTIFFのファイル名 SK30-014.tif とする。 ※ アルファベットは半角大文字、数字は半角とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータ及びCADデータを保存すること。 ・PDFデータはベクタ形式で作成すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータは、個人情報(水栓番号と使用者名)を表示したものと非表示にしたものをそれぞれ作成し、保存すること。 ・ファイル名称は次の例により附すること。 【例】工事番号“水建08-001”の場合 PDF:SK08-001(個人情報表示).pdf SK08-001(個人情報非表示).pdf CAD:SK08-001.sxf(SK08-001.dwg) ※CADデータが複数ある場合は「SK08-001(平面図・配管図).sxf」「SK08-001(給水切替図).sxf」など、含まれる図名をファイル名称に記載すること。
	給水切替及び切離報告書について	<ul style="list-style-type: none"> ・給水切替及び切離報告書は、TIFF(G4)形式とすること。 ・シングルTIFF及びマルチTIFF(工事完成図面と合わせて1つのファイルとすること)を作成すること。 ・ファイル名称は次の例により附すること。 【例】工事番号“水建30-14”(給水切替及び切離報告書)の場合 シングルTIFFのファイル名 SK30-014(給水切替及び切離報告書).tif とする。 ※アルファベットは半角大文字、数字は半角とする。 ・様式に従ってエクセル形式で作成したものを保存すること。 ・編集可能なファイルを保存すること。 ・ファイル名称は次の例により附すること。 【例】工事番号“水建08-001”の場合 SK08-001(給水切替及び切離報告書).xlsx
	弁栓類台帳について	<ul style="list-style-type: none"> ・様式に従ってエクセル形式で作成したものを保存すること。 ・編集可能なファイルを保存すること。 ・ファイル名称は次の例により附すること。 【例】工事番号“水建30-14”の工事において、消火栓×2基、空気弁1基、500mm仕切弁1基、水管橋1箇所の整備があった場合 SK30-014(消火栓1).xlsx、SK30-014(消火栓2).xlsx SK30-014(空気弁1).xlsx SK30-014(本管仕切弁1).xlsx SK30-014(水管橋1).xlsx
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・作成したCD-RWは、不許複製とする。

CD-RW に明記する情報の記入例



別表4-3

工事完成図面情報入力票

工事番号		-		
工事の名称				
工事の場所				
工事の期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
発注者	担当課名	盛岡市上下水道局 課		
	担当者名	係 印		
受注者	会社名			
	現場代理人	印		
	連絡先			
電子記憶媒体	提出年月日	令和 年 月 日		
	種類	C D - RW		
	数量	(正)	○ 組	
		(副)	○ 組	
作成機関(者)				

【以下記入不要】

インポート年月日	令和 年 月 日	作業者名 印
備考		